

令和5年度事業報告書(案) (協会けんぽ2023) 【概要版】

事業期間:2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日

加入者数(被保険者数と被扶養者数の合計)は、ここ数年減少傾向にありましたが、2023(令和5)年は対前年度比0.3%の増となりました。平均標準報酬月額及び適用事業所数は、昨年度に引き続き増加しています。

●加入者数:3,955万9千人(10万2千人増加)

被保険者数:2,522万3千人(41万1千人増加)

(うち任意継続被保険者数:22万1千人(1万8千人減少))

被扶養者数:1,433万6千人(30万9千人減少)

●平均標準報酬月額:304,077円(5,966円増加)

●適用事業所数:266万6千事業所(10万3千事業所増加)

※括弧内は前年度対比の増減数

加入者数、事業所数等の動向		(加入者数などの人数:千人、平均標準報酬月額:円、適用事業所数:千力所)								
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
加入者数	36,411 (2.1%)	37,184 (2.1%)	38,091 (2.4%)	38,941 (2.2%)	39,417 (1.2%)	40,460 (2.6%)	40,312 (▲0.4%)	40,282 (▲0.1%)	39,457 (▲2.0%)	39,559 (0.3%)
被保険者数	20,914 (2.9%)	21,590 (3.2%)	22,441 (3.9%)	23,215 (3.4%)	23,769 (2.4%)	24,805 (4.4%)	24,888 (0.3%)	25,083 (0.8%)	24,812 (▲1.1%)	25,223 (1.7%)
うち任意継続 被保険者数	300 (▲6.6%)	287 (▲4.3%)	273 (▲4.8%)	262 (▲4.3%)	259 (▲1.1%)	253 (▲2.3%)	255 (0.8%)	254 (▲0.4%)	239 (▲5.9%)	221 (▲7.5%)
被扶養者数	15,497 (1.0%)	15,594 (0.6%)	15,649 (0.4%)	15,726 (0.5%)	15,648 (▲0.5%)	15,656 (0.1%)	15,424 (▲1.5%)	15,198 (▲1.5%)	14,645 (▲3.6%)	14,336 (▲2.1%)
平均標準報酬月額	277,911 (0.6%)	280,327 (0.9%)	283,351 (1.1%)	285,059 (0.6%)	288,475 (1.2%)	290,592 (0.7%)	290,516 (▲0.0%)	292,220 (0.6%)	298,111 (2.0%)	304,077 (2.0%)
適用事業所数	1,750 (4.1%)	1,859 (6.2%)	1,994 (7.3%)	2,113 (6.0%)	2,224 (5.3%)	2,325 (4.5%)	2,399 (3.2%)	2,489 (3.8%)	2,563 (3.0%)	2,666 (4.0%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率となります。

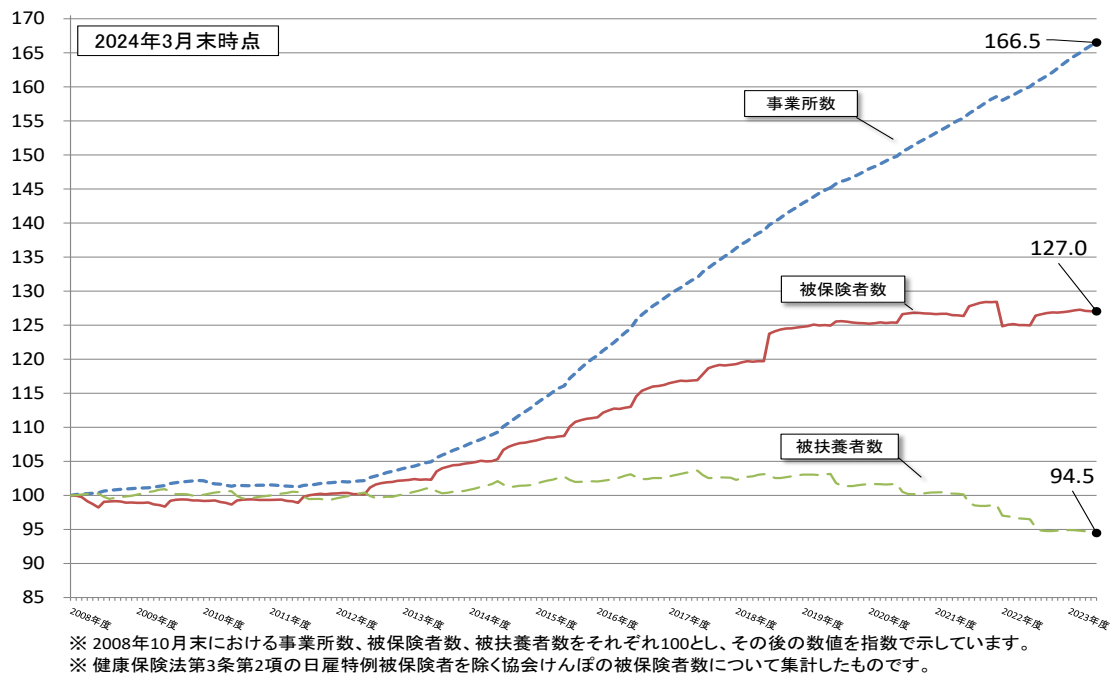
※2 「加入者数」などの人数及び事業所数は年度末の数値、標準報酬月額は年度平均(前年度3月～当年度2月)の数値となります。

※3 平均標準報酬月額及び適用事業所数には、健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まれていません。

2023年度の月別の新規加入者数等の推移		(単位:万人)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規加入者数	144.2	67.0	61.4	62.2	57.5	59.4	68.3	58.1	51.7	60.9	55.0	58.3	803.9
被保険者数	105.9	43.9	40.8	41.4	37.1	39.0	45.3	38.2	33.8	39.2	35.5	38.3	538.3
被扶養者数	38.3	23.1	20.6	20.8	20.3	20.4	23.0	19.9	18.0	21.7	19.5	20.0	265.7
資格喪失者数	134.4	69.7	59.3	60.1	56.7	57.8	65.1	56.1	50.4	65.7	57.3	61.1	793.7
被保険者数	77.5	40.0	37.4	39.2	37.3	37.9	42.9	35.6	31.7	42.8	36.1	38.6	497.1
被扶養者数	56.9	29.7	21.9	20.9	19.3	19.9	22.2	20.5	18.8	22.8	21.2	22.5	296.6

※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く協会けんぽの被保険者数について集計したものです。

事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)

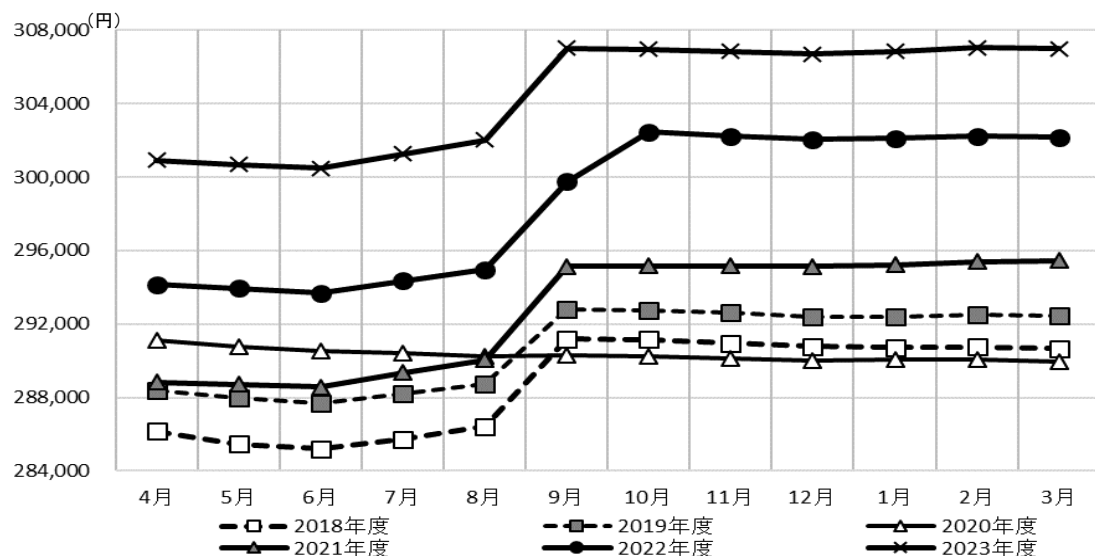


・適用事業所数は、増加しています。

・被保険者数の伸びは、2020(令和2)年度以降、鈍化しています。また、共済組合法の改正に伴い、業態区分が「公務」である非常勤職員等が共済組合員となったことにより2022(令和4)年10月は減少に転じています。

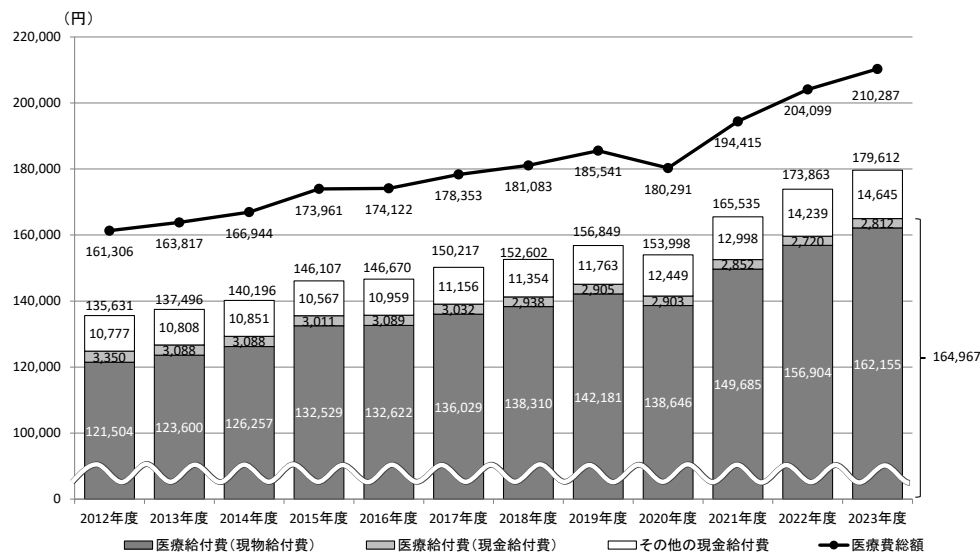
・被扶養者数は、2020年度以降、減少しています。

平均標準報酬月額推移



標準報酬月額は、4月から6月の給与総額を算定の基礎として9月に改定が行われ増加するのが例年の傾向です。2022年度は共済組合法の改正により、業態区分が「公務」である非常勤職員等が共済組合員となったことで、例外として10月においても標準報酬月額が増加しましたが、2023年度は例年の傾向どおり9月に増加しました。

加入者1人当たりの医療費の推移

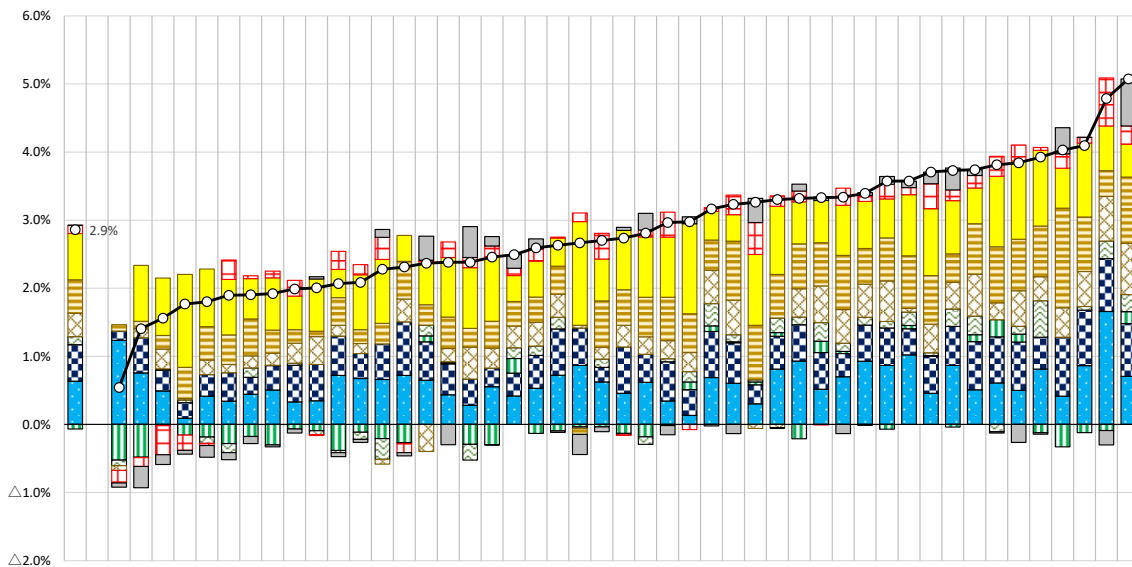


※当該年度の医療費等に対して、当該年度の加入者数の平均で除して算出しています。

2023年度の加入者1人当たりの医療費総額は、2022年と比較して、3.0%増加しました。

●加入者1人当たりの医療費総額：210,287円

1人当たり医療費総額の増加(年齢階級別要因分解)



加入者1人当たりの医療費総額について、協会けんぽが保有するレセプトデータを用いて年齢階級別に要因分解を行ったところ、2022年度に引き続いて、全国的に1人当たり医療費総額は増加しています。年齢構成要因について見ると、全国ではほとんど影響がありませんが、都道府県毎では影響にばらつきがあることが分かります。

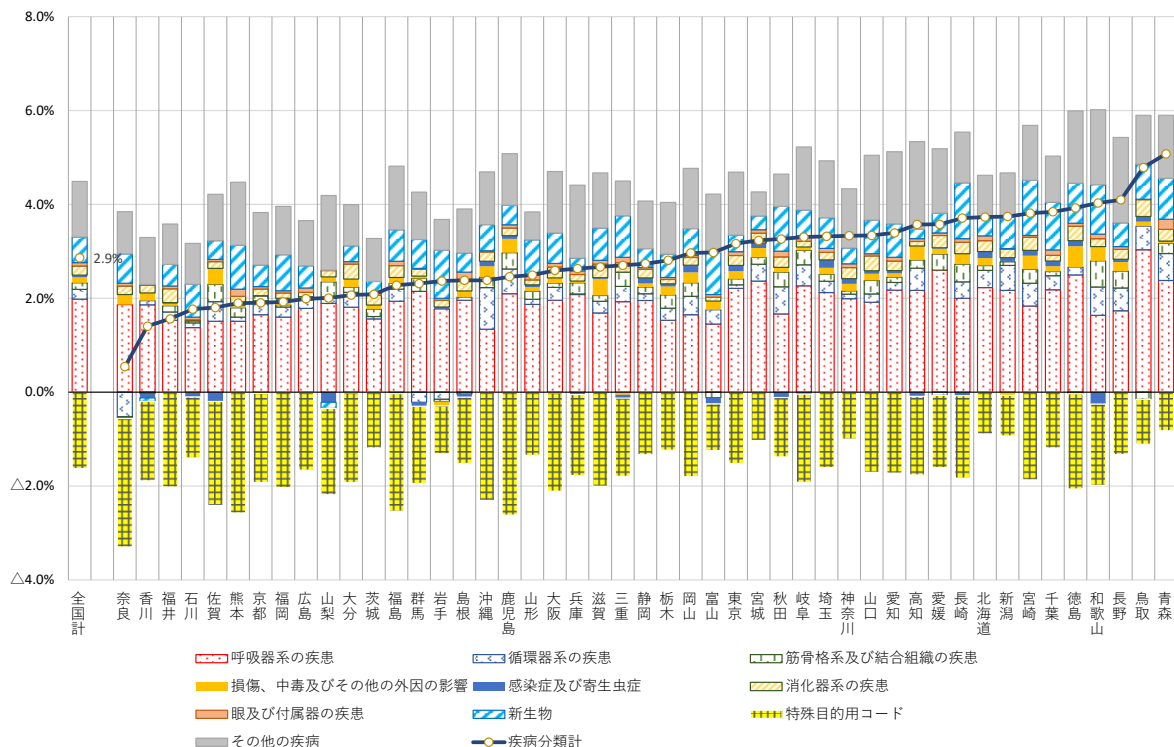
- 年齢階級 (0-9)
- 年齢階級 (10-19)
- 年齢階級 (20-29)
- 年齢階級 (30-39)
- 年齢階級 (40-49)
- 年齢階級 (50-59)
- 年齢階級 (60-69)
- 年齢階級 (70-)
- 年齢構成要因
- 総計

※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※ 診療種別が入院、入院外、歯科、調剤(入院外・歯科に突合できるもの)のレセプトの点数のみを集計しています。

※ 1人当たり医療費は、「年齢別1人当たり医療費」が変化しなくても、加入者の異動や高齢化等といった「年齢構成」が変化することでも影響を受けます。年齢構成要因とは、この年齢構成が変化したことによる影響を示したものです。

1人当たり医療費総額の増加(疾病分類別要因分解)



疾病分類別に要因分解を行うと、全ての都道府県で、特に「呼吸器系の疾患」が増加に寄与しており、「特殊目的用コード(主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病)」が減少に寄与していることが分かります。「呼吸器系の疾患」が増加に寄与している要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度に「呼吸器系の疾患」の医療費が大きく減少した反動が、2022年度から2023年度も引き続き増加に寄与していることが考えられます。「特殊目的コード」が減少に寄与している要因としては、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症(2類相当)から5類感染症へ移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る医療費が減少したことが考えられます。

※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※ 診療種別が入院、入院外、歯科、調剤(入院外・歯科に突合できるもの)のレセプトの点数のみを集計しています。

2023年度 事業計画における主な重点施策

- (1)健全な財政運営
 - (2)サービス水準の向上
 - (3)限度額適用認定証の利用促進
 - (4)現金給付の適正化の推進
 - (5)効果的なレセプト内容点検の推進
- (6)返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
 - (7)被扶養者資格の再確認の徹底
 - (8)オンライン資格確認の円滑な実施(マイナ保険証の推進)
 - (9)業務改革の推進

事業の実施状況、実績等

(1)健全な財政運営 (報告書 p.22)

・2024(令和6)年度の保険料率の決定に向けては、運営委員会及び評議会に、2028(令和10)年度までの5年間の収支見通しと近年の被保険者数及び一人当たり医療給付費等や日本の人口動向(年齢階層別の将来人口を含む。)のほか、より長期の財政見通しを理解した上で議論を進める必要があることから、2033(令和15)年までの10年間の収支見通しと準備金残高についての試算を示し、議論を行った結果、2024年度の平均保険料率は、前年度と同じ10%に決定されました。

・今後も、加入者や事業主に協会決算や財政の見通しに関する情報発信を行うとともに、各種審議会等の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行っていきます。

(2)サービス水準の向上 (報告書 p.40)

・傷病手当金等の各申請について、申請書の受付から支払までの所要日数を10営業日以内とするKPI(サービススタンダード)を設定しています。2023(令和5)年度の達成率は99.9%(前年度99.9%)とKPI(100%)を概ね達成しました。

・加入者の申請手続きの利便性の向上を図るため、各種給付申請について、窓口に来訪しなくても申請できる郵送化を促進しています。2023年度の申請書類等の郵送申請割合(郵送化率)は、95.6%であり、KPI(96.0%)を概ね達成しています。

(3)限度額適用認定証の利用促進 (報告書 p.43)

・加入者の医療機関等の窓口での支払額を軽減させることができる限度額適用認定証について、利用促進を図っています。

・オンライン資格確認原則義務化により、限度額適用認定証の発行を受けなくても医療機関窓口での支払額を自己負担限度額まで軽減させることが可能となったため、2023年度の限度額適用認定証の発行件数は約92万件と、前年度より約32万件減少していますが、高額療養費の現物給付による支給件数の割合は81.3%と、引き続き高い水準を維持しています。

(4)現金給付の適正化の推進 (報告書 p.44)

・現金給付の適正な支払いは協会の基本的な責務であるため、法令や業務マニュアルに則った審査を実施し、不正が疑われる申請への対応については、各支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチームで適宜検証の上、必要に応じて事業主への立入検査を実施しています。

・資格喪失後に継続して給付されている傷病手当金及び出産手当金の中から、新たに再就職が確認された事案を抽出し、労務の可否の確認などの事後調査を行い、その結果、傷病手当金と出産手当金併せて122件(前年度は40件)の不適切な申請を確認し、総金額約2,070万円(前年度は約1,500万円)の返還請求を行いました。

・申請のあった柔道整復施術療養費のうち、多部位かつ頻回受診(不正施術が疑われる申請)の割合は0.83%(前年度は0.86%)であり、申請に占める割合を対前年度以下とするKPIを達成しました。

(5)効果的なレセプト内容点検の推進（報告書 p.49）

- ・保険医療機関・保険薬局が医療費等の請求を行うためのレセプトは、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）による審査の後、協会による内容点検、資格点検及び外傷点検を行っています。医療費の適正化に資するため、協会ではシステムを活用した効果的かつ効率的なレセプト点検の推進に努めています。
- ・支払基金と合算した査定率は0.423%（前年度は0.337%）となり、KPI（対前年度以上）を達成しました。また、協会の再審査レセプト1件あたりの査定額は、8,472円（前年度は7,125円）となり、KPI（対前年度以上）を達成しました。

(6)返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進（報告書 p.58）

- ・保険証回収率（資格喪失後1カ月以内）は82.10%（前年度86.27%）となり、KPI（対前年度以上）を達成できませんでした。
- ・資格喪失後受診による債権の回収率は53.29%（前年度は54.35%）となり、KPI（対前年度以上）を達成できませんでした。
- ・資格喪失後受診の発生を防止するには、オンライン資格確認等システムへ速やかに資格記録を反映させることが重要であるため、日本年金機構と連携し、加入者が退職等をする時には速やかに届出を行うよう、事業主等へ周知徹底を図り、資格喪失後受診による債権の発生抑止に努めていきます。

(7)被扶養者資格の再確認の徹底（報告書 p.61）

- ・保険給付の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認を日本年金機構と連携して実施しています。2023年度は、18歳以上（2023年3月末時点）の被扶養者に対して、マイナンバーを活用したうえで資格の再確認を行いました。
- ・10月に約135万事業所へ被扶養者状況リストを送付し、71,350人分の被扶養者資格解除届出の漏れを確認しました。2023年度の提出率は89.1%とKPI（94.0%）は達成できませんでした。

(8)オンライン資格確認の円滑な実施（マイナ保険証の推進）
（報告書 p.63）

- ・オンライン資格確認の利用率向上により、資格喪失後受診による医療費等の返納金債権が減少することが期待されています。
- ・2024年3月末時点のマイナンバー収録率は99.6%、2023年3月末時点の収録率（99.0%）と比較して0.6%ポイント向上し、KPI（対前年度以上）を達成しました。
- ・また、マイナ保険証の利用率目標を50%（2024年11月末時点）と設定するとともに、マイナ保険証利用促進のため、協会ホームページにおける特設ホームページの設置やマイナ保険証関連チラシ・ポスターの支部窓口への設置、メールマガジンへの記事掲載等あらゆる機会を捉えて、事業所・加入者に対して、マイナ保険証の周知広報を実施しました。

(9)業務改革の推進（報告書 p.64）

- ・加入者サービスを向上するための職員の意識改革の促進と多能化の推進により、日々の業務量に対応した最適な事務処理体制の構築に取り組みました。
- ・また、取組推進のために、本部による支部管理者へのコーチングを実施することにより、マネジメント能力の強化に取り組みました（これまで25支部において実施）。

- ・2023年10月に厚生労働省より「年収の壁・支援強化パッケージ」が示され、協会ではホームページ等により周知等を行いました。これにより、被扶養者資格解除適用除外のための事業主証明の提出件数は1,402件となりました。

【2023年度実績】

	2022年度	2023年度
被扶養者資格再確認対象事業所数	1,349,590社 （提出率：92.3%）	1,345,584社 （提出率：89.1%）
被扶養者削減数	78,264人	71,350人

2023年度 事業計画における主な重点施策

- (1)保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

(2)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

(4)インセンティブ制度の着実な実施
- (5)支部で実施した好事例の全国展開

(6)地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

(7)協会における調査研究の推進

事業の実施状況、実績等

(1)保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

(報告書 p.65)

・「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施しました。

・また、KPIの達成に向けた各種取組を実施し、健診及び特定保健指導の実施件数は前年度を上回り、過去最高の水準となりました。

[2023年度実施結果]

	2022年度	2023年度
生活習慣病予防健診の受診者数	9,179,843人	9,563,937人
事業者健診データの取得人数	1,437,801人	1,180,723人
被扶養者の特定健診の受診者数	1,093,269人	1,082,509人
被保険者の特定保健指導の実績	370,373人	407,399人
被扶養者の特定保健指導の実績	13,939人	13,555人
健康宣言事業所数	81,526事業所	94,740事業所

【主な取組①：特定健診実施率の向上】

・より多くの方に生活習慣病予防健診を受診していただけるよう一般健診の自己負担を軽減し、自己負担額を約2,000円引き下げました。また、付加健診や乳がん・子宮頸がん検診、肝炎ウイルス検査についても、一般健診と同様に自己負担を軽減しました。

・これを踏まえて、本部においては業界団体及び健診団体に対して、団体会員への広報等の協力依頼を行い、支部においては、自己負担の軽減を契機に事業者健診に生活習慣病予防健診の活用を促す等、生活習慣病予防健診未受診事業所に対して、文書、電話、訪問による勧奨を行いました。

・保健事業の一層の推進に向けて、被扶養者の集団健診(協会主催)時のオプション健診について、女性特有の健康課題、歯科疾患対策等に着目し、2024(令和6)年度より、「骨粗鬆症検診」、「歯科検診」、「眼底検査」を支部の実情に応じて選択可能とし、オプション健診の項目の拡充を図ることとしました。

【主な取組②：特定保健指導の実施率及び質の向上】

・特定保健指導に係る契約が未締結の健診機関や、特定保健指導実施率等が低い健診機関に対し、支部が円滑にアプローチできるようにするため、本部から健診団体に協力依頼を行い、健診当日の特定保健指導の推進にご協力いただくよう、健診団体から会員の健診機関への周知を行っていただきました。

・また、当該健診機関に対する支部の働きかけや取組の強化を促すことを目的として、健診機関別の特定保健指導に係る実績を本部から全支部に提供しました。こうした取組の効果もあり、特定保健指導の委託契約を締結した健診機関は2022(令和4)年度から86機関増加し、2023(令和5)年度には1,464機関となりました。

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 (報告書 p.101)

- ・協会として統一的・計画的な広報を実施していくため、本部において協会全体の広報基本方針及び当該方針を踏まえた令和6年度広報計画を策定しました。支部においては、広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定しました。
- ・健康保険委員の委嘱者数は320,669名、全被保険者数に対するカバー率は52.6%となり、KPIを達成しました。また、健康保険委員に対する研修・セミナー等を235回開催しました。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進 (報告書 p.110)

- ・2023年度までに全支部で使用割合80%以上(医科・DPC・調剤・歯科)とする目標に向けて各種取組を推進しました。

	2023年3月診療分	2024年3月診療分
使用割合80%以上の支部	40支部	44支部
協会全体の使用割合	81.7%	83.6%

- ・また、使用割合が低迷している支部を重点支部に指定し、本部と重点支部で連携して取組※を進めています。

※本部において重点支部が効率的かつ効果的なアプローチを行えるよう、分析を行い、当該分析結果に基づき、重点支部が「ジェネリック医薬品使用促進に係る実施計画書」を作成し、当該計画書に基づき、使用促進に取り組む等

(4) インセンティブ制度の着実な実施 (報告書 p.118)

- ・インセンティブ制度の実効性を高めるには、加入者及び事業主に制度の仕組みや意義を理解いただくことが重要であるため、納入告知書同封チラシ等を活用した広報を実施しました。

(5) 支部で実施した好事例の全国展開 (報告書 p.121)

- ・2023年度パイロット事業は、「健診当日の特定保健指導の効果的な利用勧奨等(岩手、新潟、奈良支部)」と「地域特性・職域特性を踏まえた重点的喫煙対策(青森、富山支部)」を実施しました。今後、実施した事業の効果検証等をもとに、全国展開の可否の判断を実施する予定です。

(6) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 (報告書 p.123)

- ・地域における良質かつ効率的な医療提供体制の構築に向け、各構想区域の調整会議に参画し、医療データ等を活用した意見発信を行っています。2023年度は41支部と、2022年度の37支部を上回りました。
- ・2023年11月27日に被用者保険関係5団体※との連名で厚生労働大臣宛てに「令和6年度診療報酬改定に関する要請書」を提出し、患者の負担増等に直結する安易な引上げではなく、真に有効でメリハリの利いた改定が不可欠であること、薬価等については、市場実勢価格の低下に伴う引下げ分を国民に還元すべきであること等を申し入れました。

※健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全日本海員組合、日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会

(7) 協会における調査研究の推進 (報告書 p.143)

- ・外部有識者を活用した調査研究について、2021(令和3)年度及び2022年度に採択した計9件の研究を着実に進めるとともに、2023年度は新たに3件の研究提案を採択しました。
- ・統計分析業務の担当者向けとして、支部における地域の医療費や健康度の地域差等の課題について深掘分析を行っていくための統計情報の使い方や医療費分析等に必要な統計処理方法、都道府県単位保険料率の仕組み等の知識、2023年1月から導入された新情報系システムの活用方法等について、通年で段階的に習得していくための研修を実施しました。
- ・支部分析担当者間での分析に関する意見交換や分析実施事例等の情報共有を活性化するため、ブロック毎の分析担当者ミーティングを新たに実施し、加えて、継続的な分析担当者の横のつながりを構築するため、ブロック分析担当者チャットを開設することで支部の分析能力の底上げを図っています。

2023年度 事業計画における主な重点施策

- (1)人事制度の適正な運用及び新たな人員配置のあり方の検討

(2)人事評価制度の適正な運用

(3)OJTを中心とした人材育成

(4)本部機能及び本部支部間の連携の強化

(5)支部業績評価の実施

(6)内部統制の強化
- (7)リスク管理

(8)コンプライアンスの徹底

(9)費用対効果を踏まえたコスト削減等

(10)協会システムの安定運用

(11)制度改正等にかかる適切なシステム対応

(12)中長期を見据えたシステム構成の実現

事業の実施状況、実績等

(1)人事制度の適正な運用及び新たな人員配置のあり方の検討
(報告書 p.158)

・2023(令和5)年度は、標準人員を踏まえ、10月に本部や支部間における全国規模の人事異動(251名)及び支(本)部内の配置換え(337名)を実施しました。

・また、2023年度中に全支部の業務量調査を実施しました。今後、業務量調査の結果及び今後の協会組織の在り方の検討も踏まえ、支部ごとの適正な配置を進めていくこととしています。

(2)人事評価制度の適正な運用 (報告書 p.158)

・協会では、職員の目標管理を明確にした人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。

・2023年度は、グループ長補佐以上の階層別研修のプログラムにおいて、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを促しました。

(3)OJTを中心とした人材育成 (報告書 p.158)

・協会では、日々の業務遂行を通じた人材育成(OJT)を中心とし、それを補完する集合研修と自己啓発を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。

・新卒入社2年目の職員に対しては、更なる成長の後押しをするため、業務意欲の向上と実践力の強化を目的としたメンター研修を新たに実施しました。また、データ分析担当者に対しては統計処理方法や新たに導入した情報系システムの活用方法等について、通年で段階的に習得していくための研修を実施しました。

[集合研修の実施状況(2023年度)]

集合研修	内容	実施人数
階層別研修	・支部長研修 ・部長研修 ・グループ長研修 等	528名
業務別研修	・GIS実践研修 ・ステップアップ型統計分析研修 ・保健師全国研修 等	6,045名
テーマ別研修	・ハラスメント防止研修	56名

(4)本部機能及び本部支部間の連携の強化 (報告書 p.160)

・支部ごとの課題を本部・支部間で明確に共有し、課題の解決を図るため、2022(令和4)年度以降、新たな形での取組を進めており、2023年度においては、以下の取組を行いました。

①支部保険者機能強化予算の拡充

・運営委員会等の議論を経て、2019(令和元)年度に創設した支部保険者機能強化予算について、課題解決に向けた支部の取組を予算面からも支援するため、2023年度より拡充を行いました。

②保険者努力重点支援プロジェクト

・都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀支部において、2024(令和6)年度中を目途に保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施すること、併せて、本プロジェクトの実施を通じて蓄積した分析・事業企画の手法について、全支部に横展開していくことを目的として、2022年度下期より開始しています。

・2023年度においては、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者の助言等も踏まえ、データ分析結果により洗い出された課題のうち、「優先して解決すべき5つの課題」と「課題の解決に向けて2024年度に取り組む事業」について決定しました。

・また、本プロジェクトで行った分析について、全支部で同様の分析が実施できるよう、分析手法等をまとめたマニュアルを改訂しました。

③国民健康保険中央会等と連携した保健事業に関するモデル事業

・将来的に医療保険制度の枠を超えて、被用者保険と地域保険が共同した地域住民全体の健康度の向上が期待できる施策の全国的な推進を目指し、モデル市町(鳥取県東伯郡湯梨浜町及び佐賀県鳥栖市)、公益社団法人国民健康保険中央会等と相互に連携した保健事業に関するモデル事業の検討・実施を進めています。

・11月に健診データ等を活用したモデル市町住民の健康度に関する共同分析、2月に協会けんぽの被扶養者を対象としたモデル市町の保健師等による特定保健指導(利用勧奨を含む)を開始しました。

・本モデル事業は、2024年度末まで実施し、取組が有効と判断された場合は、実施市町村の拡大等の検討を行う予定としています。

(5)支部業績評価の実施 (報告書 p.169)

・2022年度の結果を踏まえ、支部の取組をより適正に評価できるよう、評価方法について見直しを行いました。

(6)内部統制の強化 (報告書 p.169)

・協会における適正な業務運営の確保、部門横断的なリスク管理等を目的として、2023年10月1日に、各部門の課題を整理するリスク管理機能をもった内部統制室を内部統制整備準備室から拡充して設置し、内部統制に係る体制を強化しました。

・発生した事務処理誤り等については、発生の都度、原因を追究し再発防止策を策定のうえ対策を実施するとともに、影響度等の観点から、重要な事務処理誤りについては、eラーニングにより、職員一人ひとりが内容を確認のうえ報告する取組を新たに開始しました。

・リスクの発生を事前に抑制する仕組みの整備に向け、九州・沖縄ブロック(8支部)を対象にリスクの予防措置の取組(洗い出し、分析、評価、対策)を先行して実施しました。

(7)リスク管理 (報告書 p.170)

・2022年に全面施行された個人情報保護法の改正内容を題材とした研修を実施するとともに、発生した個人情報の漏えい事案等については、概要と原因を全職員に周知し、リスク管理の重要性及び発生防止の再徹底を行いました。

・情報セキュリティについては、技術的対策として、日々の監視や業務用システムと外部接続環境との物理的分離等により、常に最新の脅威に備える体制を整備しています。また、人的対策として、計画に基づき全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。

・本部被災時の連絡手段の一つとして配備している衛星電話について、屋内での使用を可能とするため、設置可能な各拠点に衛星電話専用アンテナを設置しました。また、衛星電話による各拠点間の連絡体制の確認を目的とした模擬訓練を実施しました。

(8)コンプライアンスの徹底（報告書 p.172）

- ・2023年度は、各支部における課題や職場風土の現状を定期的に把握し、より実効性のあるコンプライアンス推進活動を行う観点から、全職員を対象として、職場環境（職場風土）アンケートを実施しました。各支部においては、アンケート結果を踏まえたコンプライアンス推進活動計画を策定し、実態に即した推進活動に取り組むこととしました。
- ・コンプライアンスの重要性に対する職員の理解を深めるために、コンプライアンス通信（年間6回発行）・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を継続的に行うとともに、コンプライアンス研修及びハラスメント防止に関する研修をeラーニングを活用して実施しました。

(9)費用対効果を踏まえたコスト削減等（報告書 p.172）

- ・「一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする」というKPIを設定し、一者応札案件の削減に取り組んだところ、2023年度の一者応札割合は9.9%となり、KPIを達成しました。

[一者応札割合(2023年4月～2024年3月契約分)]

	一般競争入札 契約件数	一者応札件数 (再掲)	一者応札割合
本部	103件	21件	20.4%
支部	589件	47件	8.0%
総計	692件	68件	9.9%

- ・本部及び支部で使用する消耗品について、本部で全国一括調達（一般競争入札）を行いました。消耗品のうち、コピー用紙、トナー、各種封筒については、スケールメリットによるコストの削減を図ったほか、その他の事務用品については、発注システムを活用し、随時発注による適切な在庫管理を行いました。

(10)協会システムの安定運用（報告書 p.173）

- ・システムの安定稼働のために日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を行い、並行して各種サーバーやOSなどのバージョンアップ等の対応を行いました。これらの業務を進めるに当たっては、2024年12月2日サービスインのマイナンバーカードと健康保険証の一体化対応にも考慮しつつ、システム運用の品質を落とすことなく実施しました。その結果、協会加入者及び事業主に影響を及ぼすシステム障害を発生させることなく、協会システムの安定運用を実現しました。

(11)制度改正等にかかる適切なシステム対応（報告書p.174）

- ・2024年12月2日サービスインに向けたマイナンバーカードと健康保険証の一体化対応のほか、保健事業における第4期特定健診・特定保健指導の見直しに伴うシステム改修や訪問看護レセプト電子化に伴うレセプト点検システムの改修の開発作業を進めました。また、療養費（あんま・マッサージ・指圧及びはり・きゅう）の料金改定に伴うシステム改修に着手しました。

(12)中長期を見据えたシステム構想の実現（報告書 p.174）

- ・2023年1月にサービスインした業務システムについては、審査業務の自動化やデータの分析及び抽出機能の充実を図る新たな情報系システム等を構築しましたが、それらは安定的に稼働をしています。2023年度は、更なる効率化を目的として、傷病手当金における支給日数管理機能の追加や療養費の保険者間調整処理の自動化、情報系システムのレポート追加対応等を行いました。
- ・2023年1月に導入した各種機器が2025（令和7）年12月にリース期間満了を迎えることから、これらの機器の更改とそれに合わせた製品群のバージョンアップ等を行う中期更改に着手しました。併せて、電子申請等システムの開発に着手しており、2023年度は、関係各部とともに要件定義書を作成し、システム構築に係る調達を行ったうえで基本設計作業を進めました。

東日本大震災及び能登半島地震への対応（報告書 p.176）

- ・2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災への対応については、国の方針や財政措置等を踏まえ、2023(令和5)年度においても引き続き、被災された加入者の費用負担の軽減等のための必要な措置(医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除、健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付)を実施しました。
- ・2024(令和6)年1月に発生した能登半島地震への対応については、国の方針を踏まえ、被災された加入者に対し、医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除や、任意継続保険料の納付期限の延長等の対応を実施しました。
- ・2024年2月28日に、一部負担金等免除の協会負担に対する財政支援措置に関する要望書(大規模自然災害等の被災者に係る一部負担金の免除及び徴収猶予の要請に基づく国庫補助の適正な交付について)を厚生労働省保険局保険課長に提出しました。

第5期保険者機能強化アクションプランの検証と次期アクションプランの策定（報告書 p.187）

- ・第5期保険者機能強化アクションプラン(2021(令和3)年度から2023年度の3か年の計画)の最終年度として、取組の実施状況やKPIの実績等を把握・検証し、今後の課題を明らかにすることを目的として検証を実施しました。本検証の結果については、2023年9月20日開催の第125回運営委員会に報告しました。
- ・第6期保険者機能強化アクションプラン(2024年度から2026(令和8)年度の3か年の計画)の策定に当たっては、前述の検証結果等を基に議論を重ね、加入者の健康度の向上及び医療費の適正化を目指して、引き続き本部機能や本部・支部間の連携の強化を図りつつ、「①基盤的保険者機能の盤石化」、「②戦略的保険者機能の一層の発揮」、「③保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備」を通じて、協会の財政状況を念頭に置きながら、協会に期待されている保険者としての役割の最大限の発揮に向けて、将来にわたる礎を築くことを目指しています。また、外国人就労者の増加も踏まえた国際化対応にも取り組んでいきます。

広報基本方針の策定（報告書 p.190）

- ・協会として本部・支部が統一的・効果的かつ計画的に広報に取り組んでいくため、新たに協会の広報における理念、方針を定めた「広報基本方針」を策定しました。本方針については、保険者機能強化アクションプランに合わせて見直しを検討し、必要に応じ改定することとしています。
- ・本部に「広報企画室」の設置に向けて準備し、2024年4月に設置しました。これにより、今後一層の広報の充実・強化を図ることとしています。

協会全体の重要業績評価指標(KPI)の達成状況

達成	7	概ね達成	3	未達成	10
----	---	------	---	-----	----

基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI		結果	達成状況
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	99.9%	概ね達成
	②現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする	96.0%	95.6%	概ね達成
現金給付の適正化の推進	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.86%	0.83%	達成
効果的なレセプト内容点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする ※査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額	0.337%	0.423%	達成
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	7,125円	8,472円	達成
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	86.27%	82.10%	未達成
	②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	54.35%	53.29%	未達成
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする	94.0%	89.1%	未達成
オンライン資格確認の円滑な実施	加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする	99.0%	99.6%	達成

戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI		結果	達成状況
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診実施率を63.9%以上とする	63.9%	57.7%	未達成
	②事業者健診データ取得率を9.6%以上とする	9.6%	7.1%	未達成
	③被扶養者の特定健診実施率を35.0%以上とする	35.0%	28.3%	未達成
	（参考）第三期特定健康診査等実施計画における特定健康診査の実施率目標（①～③の合計）	65.0%	57.9%	未達成
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を36.4%以上とする	36.4%	19.8%	未達成
	②被扶養者の特定保健指導の実施率を15.8%以上とする	15.8%	15.6%	概ね達成
	（参考）第三期特定健康診査等実施計画における特定保健指導の実施率目標（①②の合計）	35.0%	19.6%	未達成
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする	13.1%	9.2%	未達成
コラポハルスの推進	健康宣言事業所数を70,000事業所以上とする	70,000事業所	94,740事業所	達成
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とする	50%	52.6%	達成
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科	47支部	44支部が達成 （2024年3月診療分） [参考]2023年3月診療分の使用割合が80%以上：40支部	未達成
医療提供体制に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	47支部	41支部	未達成

組織・運営体制関係

具体的施策	KPI		結果	達成状況
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	20%	9.9%	達成

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

(参考)第5期保険者機能強化アクションプランにおける主な取組

(1) 基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進

(2) 戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進

(3) 組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化
- 内部統制の強化
- 次期システム構想

第6期保険者機能強化アクションプランの位置づけ

- 第6期保険者機能強化アクションプラン（2024年度～2026年度）については、加入者の健康度の向上及び医療費の適正化を目指して、第5期に引き続き本部機能や本部・支部間の連携の強化を図りつつ、
- ①基盤的保険者機能の盤石化：業務品質の向上、業務改革の実践及びDXの推進による一層の業務効率化
 - ②戦略的保険者機能の一層の発揮：データ分析を通じて得られたエビデンスに基づき、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した連携・協力による事業展開の充実・強化
 - ③保険者機能強化を支える組織・運営体制等の整備：新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置、内部統制・リスク管理の強化及びシステムの安定運用、統一的・戦略的な本部・支部広報の実施
- を通じて、協会の財政状況を念頭に置きつつ、協会に期待されている保険者としての役割の最大限の発揮に向けて、将来にわたる礎を築くことを目指す。

第6期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能の盤石化

- 協会は、保険者として健全な財政運営を行うとともに、協会や医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図るという基本的な役割を果たす必要がある。
- 基盤的保険者機能の盤石化に向け、業務改革の実践（標準化・効率化・簡素化の徹底、生産性の向上、職員の意識改革の促進）による、加入者サービスの向上や医療費の適正化の促進、DXの推進による加入者の利便性向上を図る。

戦略的保険者機能の一層の発揮

- 加入者の健康度の向上、医療の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を推進するためには、戦略的保険者機能を一層発揮することが必要である。
- このため、①データ分析に基づく課題抽出、課題解決に向けた事業企画・実施・検証を行うこと、②分析成果を最大限活かすため、支部幹部職員が関係団体と定期的な意見交換等を行うことにより「顔の見える地域ネットワーク」を重層的に構築し、当該ネットワークを活用しながら地域・職域における健康づくり等の取組や医療保険制度に係る広報・意見発信に取り組む。

保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- 保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用、システム運用による業務効率化等を踏まえた人員の最適配分等を通じて、協会全体の組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化し、協会業務の適正を確保する。
- システムについて、安定稼働を行いつつ、制度改正等に係る適切な対応や、中長期の業務を見据えた対応の実現を図る。
- 「広報基本方針」及び「広報計画」の策定を通じて、統一的・計画的な協会広報を実施する。

(参考)第6期保険者機能強化アクションプランにおける主な取組

(1) 基盤的保険者機能の盤石化

- 中長期的な視点による健全な財政運営
- 業務改革の実践と業務品質の向上
- マイナンバーカードの健康保険証利用の推進、制度に係る広報の実施及び資格確認書の円滑な発行【新規】
- 2025年度中に電子申請を導入し、事務処理の効率化を推進【新規】

(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮

<データ分析に基づく事業実施、好事例の横展開>

- 医療費・健診データ等を活用した地域差等の分析
- 国への政策提言、パイロット事業等の実施など、外部有識者の知見を活用した調査研究成果の活用【拡充】
- 「保険者努力重点支援プロジェクト」の実施及び実施を通じ蓄積した分析や事業企画等の手法の横展開【新規】

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 2023年度に実施した健診等の自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大【拡充】
- 標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底【拡充】
- 健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内についてのパイロット事業等の成果を踏まえた全国展開【新規】
- 成果を重視した特定保健指導の推進【拡充】

<重症化予防対策の推進>

- 特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等への受診勧奨拡大【新規】
- 外部有識者の研究成果を踏まえた糖尿病性腎症に対する受診勧奨の実施【新規】

<コラボヘルスの推進>

- 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化
- データ分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチの実施【拡充】
- 産業保健における取組と連携したメンタルヘルス対策の推進【拡充】

<医療資源の適正使用、意見発信>

- 医療機関等への働きかけを中心としたバイオシミラーの使用促進【新規】
- 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療に係る医療関係者等への周知・啓発【新規】
- 協会のデータを活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信の実施

(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制の整備

- 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置【新規】
- 仕事と生活の両立支援をはじめとした働き方改革の推進【新規】
- 広報基本方針・広報計画の策定【新規】
- 具体的なICT活用の実現や新たな環境の変化への対応等、中長期を見据えたシステム対応の実現【拡充】